

第 1 1 章 環境（薬事・環境衛生関係施設・水道・その他）

1. 環境衛生関係

営業者の自主活動及び衛生水準の向上を図るため、衛生講習の開催、立入検査の実施等衛生的な取扱いの徹底に努めた。

2. 水道関係

(1) 管内の水道普及率は96.3%と、県下の95.9%に比べ高く、全国の97.5%より若干低い状況である。

(2) 管内の水道施設は、上水道が11か所、簡易水道が10か所、専用水道が50か所となっており、適正な維持管理について監視指導を行うとともに水道水質基準に基づく水質検査の実施を指導した。

3. 薬事関係

(1) 安全な医薬品の供給、毒物劇物による事故、危害防止のため、医薬品、毒物劇物販売業者に対し、医薬品等の適正な取扱い及び保管貯蔵等について監視指導に努めた。

(2) 県下の薬局の半分近くが当管内に存在しており、平成5年4月に策定された「薬局業務運営ガイドライン」に基づき、医薬分業の推進等について啓発指導を行った。

4. 献血関係

市町の協力のもとに、地域住民及び各事業所等に対し、献血思想の普及に努め、特に、400ml献血及び成分献血を中心とする献血啓発活動を積極的に推進した。